

JAEA青森(炉)保安規定 指摘・コメント表

※朱書きが実質的な追加要求事項

第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制		
1	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する文書については、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 【第1編 総則 第3章 品質マネジメント計画 第15条】 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。 また、別図第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)(一次文書) 本品質マネジメント計画 原子炉施設品質マネジメント計画書 (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書(二次文書)及び記録 (4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書(三次文書)及び記録</p>
	<p>また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	
2	<p>保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	
第2号 品質マネジメントシステム		
1	<p>以下のような事項が明記されていること。 ・品質マネジメントシステムは、設置許可及び廃止措置の認可を受けたところによるものであること。 ・品質管理基準規則を踏まえて定められていること。</p>	
	<p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、<u>試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。</u></p>	<p>Q:下線部はどこに記載されているか。 【第1編 総則 第3章 品質マネジメント計画 第15条】 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。 ① 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 ② 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ ③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p>
	<p>また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、 ・その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしていること ・定められた内容が、合理的に実現可能なものであること</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 【第1編 総則 第3章 品質マネジメント計画 第15条】 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長において、毎年度、品質目標(業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1(4)②)参照)を含む。)が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画(7.1(4)参照)が作成されることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。 (2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適</p>

		<p>切に考慮する。</p> <p>① 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>② 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>③ 資源の利用可能性</p> <p>④ 責任及び権限の割当て</p>
	<p>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>【第1編 総則 第3章 品質マネジメント計画 第15条】</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を別図第4のとおり策定する。</p> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書：マニュアル、手引、手順等)を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p>
	<p>この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	
2	<p>手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	
3	<p>内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	
<p>第3号 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p>		
1	<p>第2号に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>・廃止措置段階においても、第2号（運転段階）の品質マネジメントシステムにより実施するとの考えです。</p> <p>Q.第2号の要求事項に含有される形で規定と読めない。</p> <p>・【第1編 総則 第3章 品質マネジメント計画 第15条】</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、第7条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。</p> <p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>・【第1編 総則 第2章 保安管理体制 第7条】</p> <p>(9) 施設工務課長は、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他原子炉の附属施設の運転及び保守に関する業務、管理区域への出入管理及び作業に係る放射線管理、作業環境・管理区域内設備等の管理及び保全区域の管理、放射性廃棄物の管理及び運搬等に関する業務並びに原子炉施設の廃止措置に関する計画及び関連する技術開発を行う。</p>
<p>第4号 廃止措置を行う者の職務及び組織</p>		
1	<p>廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	

2	<p>廃止措置主任者の選任に関すること。</p> <p>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。</p> <p>また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>なお、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しない。</p> <p>ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。</p>	
第5号 廃止措置を行う者に対する保安教育		
1	<p>試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	
	<p>保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。</p> <p>a) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>b) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>c) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>2 d) 放射線管理に関すること</p> <p>e) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>f) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>g) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>【第1編 総則 第6章 保安教育及び保安訓練 第20条】 （保安教育実施計画）</p> <p>第20条 所長は、原子炉施設の保安活動を行う者に対し、別表第2に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を年度毎に作成し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>別表第2 原子炉施設の保安活動を行う者の保安教育実施方針に記載されている。</p> <p>Q.規則改正により、廃止措置に係る保安規定に記載すべきことが定められているため、表現の適正化を図ること。</p> <p>試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関することは、現行においても別表第2の試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関することの注釈として入れられており、実施している。</p>
3	<p>従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	
4	<p>従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	
5	<p>保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	
第6号 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置		
1	<p>試験研究用等原子炉の恒久停止に関すること。</p>	
2	<p>施設の運転上の遵守事項に関すること。</p>	
第7号 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査		
	<p>試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	
第8号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限		
1	<p>管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	
2	<p>管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	

3	<p>管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 【第2編 放射線管理 第2章 管理区域等の管理 第18条】 (立入制限区域に係る措置) 第18条 施設工務課長は、線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第5に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、さく等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。 別表第5 立入制限区域の基準 が定められている。</p>
4	<p>管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p>	
5	<p>管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 【第2編 放射線管理 第2章 管理区域等の管理 第12条】 (管理区域に係る遵守事項) 第12条 施設工務課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。 (5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に汚染のないことを確認すること。</p>
6	<p>管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	
7	<p>管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>Q:下線は該当なしか。 【第2編 放射線管理 第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬】 第36条、第37条において、事業所内運搬に係る措置、事業所外運搬に係る措置に係る事項が定めている。</p>
8	<p>保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p>	
9	<p>周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p>	
10	<p>役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 【第1編 総則 第1章 通則 第4条】 (遵守義務等) 第4条 職員等は、原子炉施設に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守するとともに、保安活動に関する意識向上のための啓発に努めるものとする。なお、センターに所属しない職員等は、青森研究開発センター所長（以下「所長」という。）及び施設管理者が行う保安措置及び放射線管理についての指示に従わなければならない。 2 第7条に掲げる各職位は、職員等以外の者で原子炉施設に関する保安活動を行う者に対して、この規定を遵守させなければならない。 【第1編 総則 第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第29条】 (放射線管理) 第29条 所長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者に対する放射線管理上の遵守事項をあらかじめ定めおかなければならない。 各項にその遵守事項を規定している。</p>
<p>第9号 排気監視設備及び排水監視設備</p>		

1	<p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>【第1編 総則 第3章 品質マネジメント計画 第15条】</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を別図第4のとおり策定する。</p> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書：マニュアル、手引、手順等)を作成して、業務を実施する。</p> <p>【第2編 放射線管理 第5章 放射線管理施設の管理 第34条】</p> <p>(放射線管理施設の性能の維持)</p> <p>第34条 保安管理課長は、第3編第30条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、第3編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p>
	<p>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第11号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	
第10号 線量、線量当量、汚染の除去等		
1	放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	
2	国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	
3	試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	
4	<p>管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>【第2編 放射線管理 第2章 管理区域等の管理 第17条】</p> <p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第17条 保安管理課長は、管理区域における線量当量率、線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定を行ったときは、線量当量率及び表面密度を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>【第2編 放射線管理 第2章 管理区域等の管理 第30条】</p> <p>(気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第30条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>【第2編 放射線管理 第2章 管理区域等の管理 第33条】</p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第33条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第31条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p>
5	<p>管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>Q:下線は該当なしか。</p> <p>第1種管理区域からの一般物品の持出しについて、下記に規定されている。なお、核燃料物質等を移動する際には該当なし。</p> <p>【第2編 放射線管理 第2章 管理区域等の管理 第13条】</p> <p>(一般物品の持出し管理)</p> <p>施設工務課長は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品(核燃料物質によって汚染された物を除く。以下「一般物品」という。)について、当該物品の表面密度が別表第2に掲げる値を超えているときは、持ち出させてはならない。</p>

6	<p>核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、12号、13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>【第2編 放射線管理 第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬 第37条】 （事業所外運搬に係る措置）</p> <p>第37条 課長は、核燃料物質によって汚染された物を事業所外で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長並びに搬出側又は搬入側の区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度は別表第3及び別表第14に、線量当量率は別表第13に掲げる値を、当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率は別表第12に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条から第17条まで、及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第3条から第19条までに規定する技術上の基準に従って措置を講ずること。</p>
7	<p>法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>解体工事着手前に対応の必要があれば規定する。</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理 第1章 通則 第1条】</p> <p>第1条 この編は、原子炉施設の廃止措置計画の「むつ」の解体工事の段階及び原子炉室一括撤去物の保管展示の段階に適用し、原子炉室一括撤去物及び附帯陸上施設の解体工事の段階に着手する前に変更しなければならない。</p>
8	<p>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、（13）における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>解体工事着手前に規定する。</p>
9	<p>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	
<p>第11号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p>		
1	<p>放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>【第2編 放射線管理 第5章 放射線管理施設の管理 第34条】 （放射線管理施設の性能の維持）</p> <p>第34条 保安管理課長は、第3編第30条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、第3編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>【第2編 放射線管理 第2章 管理区域等の管理 第17条】 （線量当量率等の測定）</p> <p>第17条 保安管理課長は、管理区域における線量当量率、線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>【第2編 放射線管理 第4章 環境放射能の管理 第30条、第33条】 （気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第30条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>（液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第33条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第31条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理 第5章 放射線管理 第31条】 （放射線測定機器の警報装置の設定）</p> <p>第31条 保安管理課長は、別表第3に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>【第1編 総則 第3章 品質マネジメント計画 第15条】</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を別図第4のとおり策定する。</p> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書：マニュアル、手引、手順等)を作成して、業務を実施する。</p>

2	放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	
第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い		
1	事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	
2	新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第10号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	
第13号 放射性廃棄物の廃棄		
1	放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	
2	放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	<p>Q：下線は該当なしか。</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理 第2章 管理 第15条】 （液体廃棄物の処理）</p> <p>第15条 施設工務課長は、第10条第2項の規定により貯蔵している液体廃棄物について、液体廃棄物処理設備により処理し、処理した廃液（以下「処理済水」という。）は、処理済水タンクに貯留しなければならない。ただし、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した廃液については、この限りではない。</p> <p>2 処理済水及び前項ただし書きの廃液は、モニタタンクに貯留しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第2編第33条第1項の規定による保安管理課長の同意を得た後、前項の廃液を海水で希釈し、放出しなければならない。</p>
3	放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第10号及び第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	
4	放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	<p>Q：どこに記載されているか。</p> <p>【第2編 放射線管理 第4章 環境放射能の管理 第31条~第33条】 （液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）</p> <p>第31条 施設工務課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第10に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</p> <p>（液体廃棄物の排水口への放出の基準）</p> <p>第32条 原子炉施設から排水口へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p> <p>（液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第33条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が第31条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の放出量に基づき、周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p>
5	放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	<p>Q:どこに記載されているか。</p> <p>放射性気体廃棄物の放出管理目標値はない。</p> <p>【第2編 放射線管理 第4章 環境放射能の管理 第30条】 （気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第30条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>

6	平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	Q:どこに記載されているか。 4及び5で回答した気体廃棄物【第2編 放射線管理 第4章 環境放射能の管理 第30条】、液体廃棄物【第2編 放射線管理 第4章 環境放射能の管理 第31条~第33条】に係る管理が、周辺環境の監視になります。
7	<u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u>	Q:下線はどこに記載されているか。 排気に係るALARAについて、放出管理目標値がないため、記載はない。
第14号 非常の場合に講ずべき処置		
1	緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	
2	緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	Q:どこに記載されているか。 原子力第1船原子炉の廃止措置は、原子炉であるむつを解体し、施設内に核燃料物質が存在しない。 原子炉の附属施設としての運転を下記に定め、施設の異常時の措置に関する事項を定めている。 【第3編 原子炉施設の管理 第1章 通則 第3条】 (手引の作成) 第3条 施設工務課長は、次の各号に掲げる事項について定めた原子力第1船原子炉施設運転手引を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。 (1) 施設の設備の運転操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項
3	緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること(事業所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。)が定められていること。	Q:下線はどこに記載されているか。 【第1編 総則 第7章 非常の場合に採るべき措置 第27条】 (非常事態における活動) 第27条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制が設定された場合、人命救助、事故原因の除去、拡大防止、避難誘導等の防護活動を行わなければならない。
4	緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によること	Q:どこに記載されているか。 原子力災害対策特別措置法の対象外の施設のため、記載はない。
5	緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	
6	次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること a) 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 b) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	
7	放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	
8	事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	
9	防災訓練の実施頻度について定められていること。	
第15号 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置		
1	a) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	Q:どこに記載されているか。 【第1編 総則 第7章 非常の場合に採るべき措置】 (事前の措置) 第22条 (通報) 第23条 (現地対策本部の設置) 第24条 (非常体制又は警戒体制の設定) 第25条 (理事長への通報) 第26条 (非常事態における活動) 第27条 (非常体制又は警戒体制の解除及び現地対策本部の解散) 第28条 【第2編 放射線管理 第8章 異常時の措置】

<p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する事。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関する事。</p>	<p>【第2編 放射線管理 第5章 異常時の措置】 （線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置）第43条 （放出管理目標値を超えた場合等における措置）第47条 （放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置）第48条 （放射線測定機器の巡視において異常を認めた場合の措置）第49条</p> <p>【第3編 原子炉施設の管理 第4章 異常時の措置】 （警報装置が作動した場合の措置）第26条 （巡視等において異常を認めた場合の措置）第27条 （地震後の措置）第27条の2 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置）第28条</p>
<p>b) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 【第1編 総則 第6章 保安教育及び保安訓練 第20条】 第20条 所長は、原子炉施設の保安活動を行う者に対し、別表第2に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を年度毎に作成し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>別表第2 原子炉施設の保安活動を行う者の保安教育実施方針に規定している。</p> <p>【第1編 総則 第6章 保安教育及び保安訓練 第21条】 第21条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p>
<p>c) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 【第1編 総則 第7章 非常の場合に採るべき措置 第22条】 （事前の措置） 第22条 所長は、非常の場合（火災等社会的影響のありうる事象、第33条に定める事象及び別表第1に定める非常事態に該当する事象（以下「法令報告事象等」という。）が発生した場合）に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 現地対策本部の体制の確立及び事故対策活動要員の確保 (2) 通信連絡機器、防護具、放射線測定機器等事故対策活動用品の整備 (3) 機構内及び関係機関への通報連絡系統の確立 (4) センター周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備
<p>d) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 該当なし</p>
<p>第16、17号 試験研究用等原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</p>	
<p>1 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>	
<p>2 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関する事（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p>	
<p>3 事業所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p>	

4	<p>特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</p>	<p>Q:該当なしか。 【第1編 総則 第7章 非常の場合に講ずべき措置】 (通報) 第23条 3 施設工務課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、その拡大を防止するための措置を講ずるとともに、その状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>(非常体制又は警戒体制の設定) 第25条 所長は、第23条第3項の通報を受けた場合において、その状況が別表第1に定める非常事態に該当すると認めるときは非常体制を、非常事態に発展するおそれがあると認めるときは警戒体制を設定しなければならない。</p> <p>2 課長は、第23条第1項又は第2項の通報を受けた場合において、非常体制又は警戒体制を設定すべき状況と認め、かつ緊急を要する場合は、前項に係らず、非常体制又は警戒体制を設定することができる。</p> <p>(理事長への通報) 第26条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制を設定した場合は、理事長に通報しなければならない。</p> <p>(故障等の報告) 第33条 課長は、所管する原子炉施設において、試験炉規則第16条の14第1項に定める事象が発生した場合には、その旨を所長及び廃止措置施設保安主務者に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項に定める報告を受けた場合は、速やかに報告書を作成し、担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p> <p>・二次文書として「事故対策規則」、三次文書として「事故異常時の国等への通報連絡要領」を定めており、法令報告以外の事象に対する通報を規定している。</p>
5	<p>当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>Q:該当なしか。 【第2編 放射線管理 第8章 異常時の措置】及び【第3編 原子炉施設の管理 第4章 異常時の措置】について記載</p>
<p>第18号 試験研究用等原子炉施設の施設管理</p>		
1	<p>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)</p>	
2	<p>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	
<p>第19号 保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有</p>		
	<p>メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	<p>Q:どこに記載されているか。 【第1編 総則 第3章 品質マネジメント計画 第15条】 7.4.1 調達プロセス (6) 所長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法をセンターの調達に関する管理要領に定める。</p> <p>8.4 データの分析及び評価 (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。 (2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。 ① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1 参</p>

1		<p>照)</p> <p>② 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>③ 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>④ 供給者の能力(7.4 参照)</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>① 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>② 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>③ 必要な処置の決定及び実施</p> <p>④ とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p>
第20号 不適合発生時の情報の公開		
1	試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	
2	情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	
第21号 廃止措置の管理		
1	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	
第22号 その他必要な事項		
1	日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	
2	保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を計るものとして定められていること。	